

ガス事業法における手続き等について (旧簡易ガス事業関係)

2025年7月17日

関東経済産業局

資源エネルギー環境部

ガス事業課

目次

1. 電ガネットについて
2. 各種手続き
3. 供給計画
4. ガス小売営業について
5. 指定解除に係る定期報告
6. 「一の団地」について
7. 法令違反・不適切事例

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

資料内用語の定義

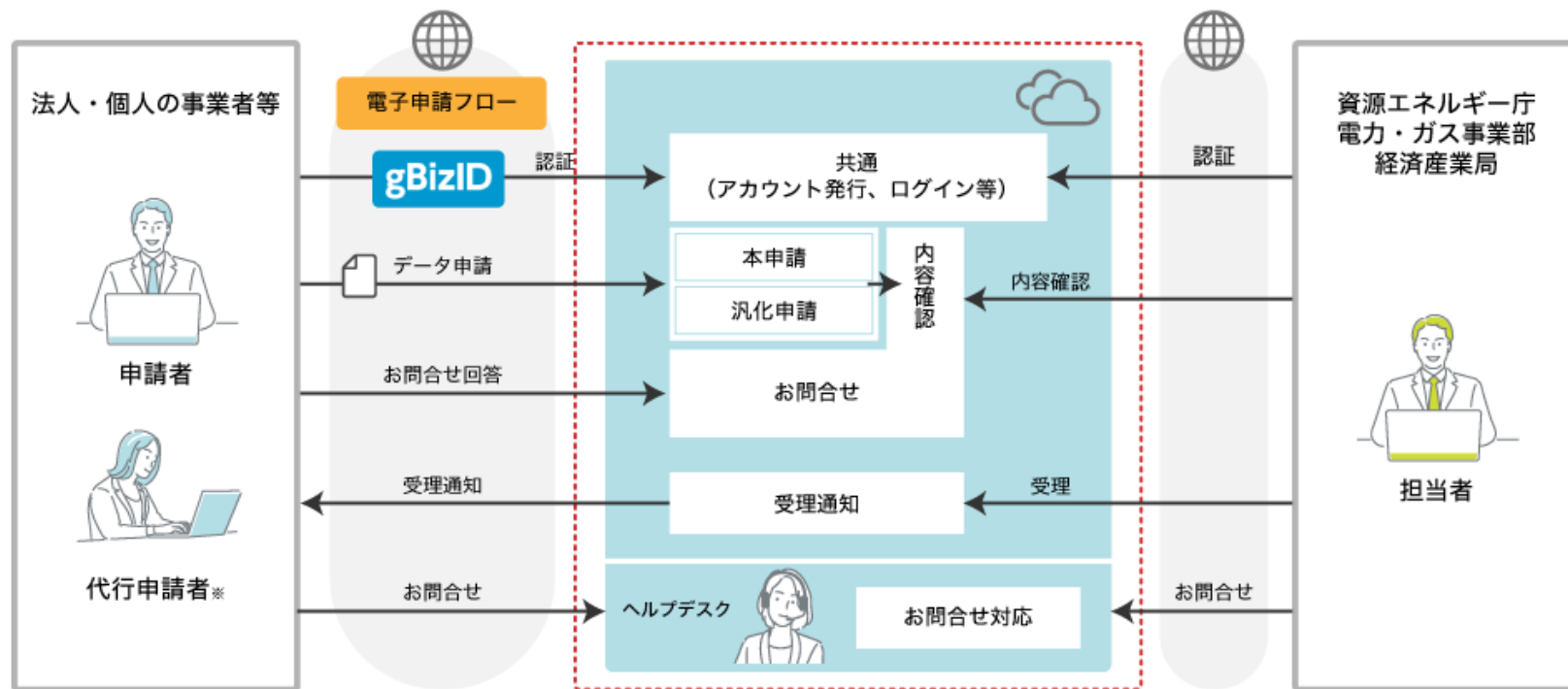
法	平成29年4月1日以降のガス事業法
旧法	平成29年3月31日以前のガス事業法
改正法附則	電気事業法等の一部を改正する等の法律附則（経過措置に関する規定）
施行令	平成29年4月1日以降ガス事業法施行令
施行規則	平成29年4月1日以降のガス事業法施行規則
経過措置省令	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（施行規則）
小売指針	ガスの小売営業に関する指針
取引指針	適正なガス取引についての指針
団地	旧簡易ガス事業者が営む「地点群」（法令上の用語ではない。）

※法令は「e-Gov法令検索」で検索可能です。<https://elaws.e-gov.go.jp/>

1. 電ガネットについて

1. 電ガネットについて①

- 電気事業・ガス事業関連法令専用の電子申請システム。
- 電ガネットを利用することで関係法令に基づく届出を郵送やメールではなく、電子システム上で提出することが可能。



※手続きによって、代行申請の可否が異なります。

1. 電ガネットについて②

■ 届出を効率的に行える＆入力ミスを減らすことができる

- 現在の登録情報が参照できる。
- 変更事項のみの入力だけでOK。変更前情報の入力が不要。
- エラーチェック機能で記入漏れが防げる。
- 鑑文、変更理由書は、電ガネットに必要な事項を入力すれば添付不要。

■ 以前提出した届出情報が閲覧できる＆同様の手続きを提出するときに参考にできる

- 新しい担当者でも、前回提出情報を参照しながら届出が作成可能。

1. 電ガネットについて③

- ガス事業法関連で、電ガネットにより電子申請が行える手続きは5手続き。
- 対象手続きは拡充予定。

電ガネットにおける手続き名	条文
①ガス小売事業氏名等変更届出	ガス事業法第7条第4項
②ガス小売事業変更届出	ガス事業法第7条第4項
③ガス小売事業承継届出	ガス事業法第8条第2項
④供給計画届出（ガス小売事業※） New!	ガス事業法第19条第1項
⑤経過措置料金規制の指定解除に係る報告	ガス関係報告規則附則第4条

（※）一般ガス導管事業、特定ガス導管事業も提出が可

1. 電ガネットについて④

STEP 1



gBizID アカウソトの取得

STEP2



ログインし、必要情報を入力・提出

STEP3



お問合せ等通知（メール）の確認

STEP4



受理完了通知（メール）の確認

1. 電ガネットについて⑤ STEP 1 gBizIDの取得

- gBizIDとは、1つのID・パスワードで、電ガネットだけでなく、様々な行政サービスにログインできるデジタル庁が提供するサービス。
- 電ガネットを利用するには、**gBizIDプライム**の取得が必要。
- gBizIDプライムアカウント作成後、プライムに紐付けて、担当者向けのアカウント（gBizIDメンバー）の作成が可能。



種類	1. gBizIDプライム		同一法人及び個人事業主内のgBizIDメンバーが提出した全手順の内容を参照することが可能。
		1-1. gBizIDメンバー	gBizIDプライムの配下に設定できるアカウント。同一グループ内の他のメンバーが提出した手順内容を参照することが可能。同一法人のgBizIDメンバーが提出した全手順内容の参照は不可。
	2. gBizIDエントリー		現在の電ガネットでは、このアカウントの利用は不可。
必要なもの	【書類郵送申請】 - 申請用端末（PC等） - メールアドレス - SMSが受信できる電話番号 （法人）印鑑証明書 （個人事業主）印鑑登録証明書 - 登録印		【オンライン申請】 <u>法人代表者でマイナンバーカードをお持ちの方のみが可</u> - 申請用端末（PC等） - メールアドレス - カード読み取り可能(※)およびSMSが受信できるGビズIDアプリをインストールしたスマートフォン (※)対応機種はGビズIDサイトにて確認可能

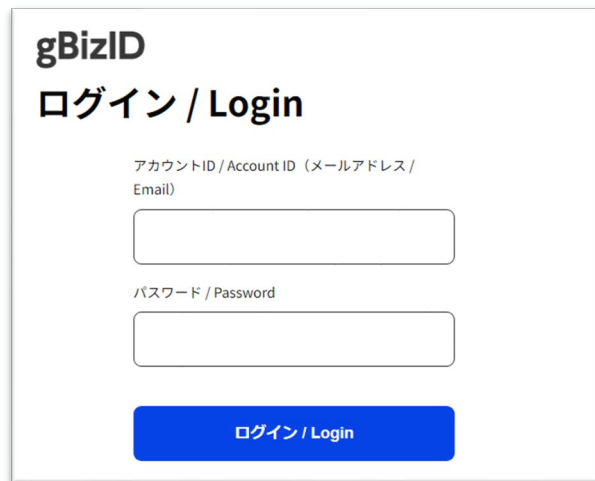
1. 電ガネットについて⑥

STEP2  ログインし、必要情報を入力・提出

■ 電ガネット利用にあたって準備するもの

- ① インターネットに接続可能なパソコン
- ② 届出の提出に必要な情報
- ③ メールアドレス
- ④ gBizID (ID/パスワード)

gBizID ログイン画面



The screenshot shows the gBizID login page. It has a header with 'gBizID ログイン / Login'. Below the header are two input fields: 'アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)' and 'パスワード / Password'. At the bottom is a blue button labeled 'ログイン / Login'.

電ガネット ホーム画面



The screenshot shows the Electric Gas Network home page. It has a header with '電ガネット' and a user profile section with 'さま' and three buttons: '作成中', '受理・審査待ち', and '差戻し'. Below these are three counters, each showing '0 件'. There are two main action buttons: a green button with a plus sign labeled '手順を作成する' and a green button with a magnifying glass labeled '作成した手順を確認する'. At the bottom is a link 'はじめてご利用になる方へ' and a footer with 'お知らせ' and '一覧へ'.

電ガネット 手順作成画面



The screenshot shows the Electric Gas Network procedure creation page. It has a header with '新規手順選択' and a sidebar with a green button labeled '新規'. The main content area is titled 'ガス事業法' and contains two columns of procedure selection boxes. The left column is titled 'ガス小売事業' and the right column is titled '旧簡易ガスみなしガス小売事業'. Each column has a green checkmark icon. Below the selection boxes are two lists of procedures: 'ガス小売事業' and '旧簡易ガスみなしガス小売事業'.

1. 電ガネットについて⑦ STEP2 ログインし、必要情報を入力・提出

- 登録情報が表示されるので、変更がある項目のみ、加除修正を行う。
- 最終確認画面にて、変更箇所がハイライト表示されるので、内容を確認し提出。
- 添付できるファイルはサイズが10MB以下のファイルのみで、1つの手続きに添付可能な上限は10ファイルまで。

(ガス小売事業変更届出の例)

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面>変更事項 (イメージ)

詳細情報

変更事項

変更年月日★

変更理由詳細

(注意) 変更理由詳細を記載しない場合、「変更理由書」を必ず添付してください。

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面>変更対象の供給区域/供給地点群等 (イメージ)

変更対象の供給区域/供給地点群等

変更対象としたい供給地域を選択してください。以降の情報は選択した供給区域名等に基づいて表示されるため、変更する項目を編集してください。

供給区域名/供給地点群名等 (選択)★

必須項目を入力してください。

カーソル↓キー押下または任意の検索文字(2文字以上)でエンターキー押下することで入力候補が表示されます。

ガス小売事業変更届出>詳細情報画面 (イメージ)

ガス発生設備

③ + ガス発生設備を追加

	設置の場所	設備名	原料名	使用開始日	ガス発生能力	一行上
1	赤坂団地	設備1	原料1	2023/01/01	5000ml/h	☐

+ ガス発生設備を追加

ガス発生設備の編集

設置の場所★

設備名★

原料名★

使用開始日★

ガス発生能力

☐ 一行上に包含

管理番号:G-N01-00001430

ガス小売事業変更届出

ご提出ありがとうございます。

1. 電ガネットについて⑧

STEP3 ✉ お問合せ等通知（メール）の確認

- 当局から問合せがある場合、提出担当者のメールアドレスへ通知メールが届く。
- 当局担当者として提出者の間で該当手続の取下げが合意された場合は、取下げの通知が届く。
- 問合せを受けた手続の件数は、トップページに「差戻し」件数として表示され、内容の確認が可能。

問い合わせメール（イメージ）

〇〇〇様

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者より問合せがありました。

下記 URL から電ガネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号：G-N01-00000000

手続：ガス小売事業氏名等変更届出

ログイン画面 URL：：<https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。

※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>

050-2018-7696

<受付時間>

平日 9:00～18:00

The screenshot shows the user interface of the Denga-net system. At the top, the user is identified as 'N8_二二二 N8_二二二子 さま'. Below this, there are three status buttons: '作成中' (In Progress), '受理・審査待ち' (Received/Under Review), and '差戻し' (Difference/Returned). The '差戻し' button is circled in red and shows '1 件' (1 item). Below the buttons, there are two main action cards. The left card, titled '手続を作成する' (Create Procedure), has a plus icon and text indicating where to go to create procedures. The right card, titled '作成した手続を確認する' (Check Created Procedures), has a magnifying glass icon and text indicating where to go to check procedures. At the bottom right, there is a link: 'はじめてご利用になる方へ' (For first-time users).

1. 電ガネットについて⑨

STEP4 受理完了通知（メール）の確認

- 受理が完了すると、提出者に受理完了通知メールが届く。
- 受理された手続は、電ガネットログイン後、「手続一覧」メニューの「すべての手続」から、法令、手続、提出先を選択すると確認可能。
- 受理完了後は、審査タブに「受理日」と「文書番号」が記載され、届出の編集は不可となるため、届出の提出内容に変更が生じた場合は、改めてガス小売事業変更届出を提出しする。

〇〇〇様 届出受理通知メール（イメージ）

電ガネットをご利用いただきありがとうございます。

提出いただいた手続を受理しました。
提出いただいた内容については、下記 URL から電ガネットにログインし、ご確認いただけますようお願いいたします。

管理番号：G-N01-00000000
手続：ガス小売事業変更届出
ログイン画面 URL：：<https://denga-net.meti.go.jp/prweb/XXXXXXX>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<電ガネットヘルプデスクお問い合わせ先>
050-2018-7696
<受付時間>
平日 9:00～18:00

「手続一覧」メニュー>手続一覧画面（イメージ）

すべての手続

法令 手続選択 提出先
電気事業法 発電事業届出 経済産業大臣 取消しを済む

手続件数：1 手続情報出力 発電所情報出力 探鉱力情報出力
既出所情報出力

ステータス 手続番号 手続名
フィルタをクリア 発電事業届出

検索リスト
E-N01-00000014 適用 キャンセル

手続一覧画面>手続画面（イメージ）

管理番号 G-N01-00001430 完了
ガス小売事業氏名等変更届出
検索

届出情報 審査 閉じる

審査に係る情報

受理日 2023/02/28	文書番号 20230228-本署-G-N01-00000001
ガス小売事業登録番号 A9999	

1. 電ガネットについて⑩

- 手続一覧画面のステータス列で、届出の現在の状況が確認が可能

ステータス	説明
作成中	届出を作成中に一時保存し、未提出の状態。提出するには、編集を再開する必要がある。
確認中	審査者が内容を確認している状態。
問合せ中	審査者から問合せを受けている状態。。問合せ内容を確認し、該当箇所を修正して再提出する必要がある。問合せ内容を踏まえて、手続を取下げすることも可。
完了	届出が受理され、手続が完了した状態。届出の受理日の確認が可能。
取下げ	提出した届出を取り下げた状態。

手続一覧画面>「すべての手続」(イメージ)

手続一覧

すべての手続

法令: ガス事業法 | 手続選択: ガス小売事業氏名等変更届出 | 提出先: 選択してください | 取下げを含む

手続件数: 1352

ガス小売事業氏名等変更届出情報出力 | ガス小売事業詳細情報出力

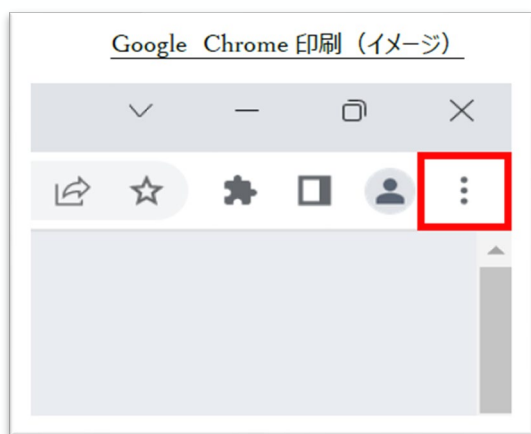
ガス小売営業所情報出力

ページ 1 の 91

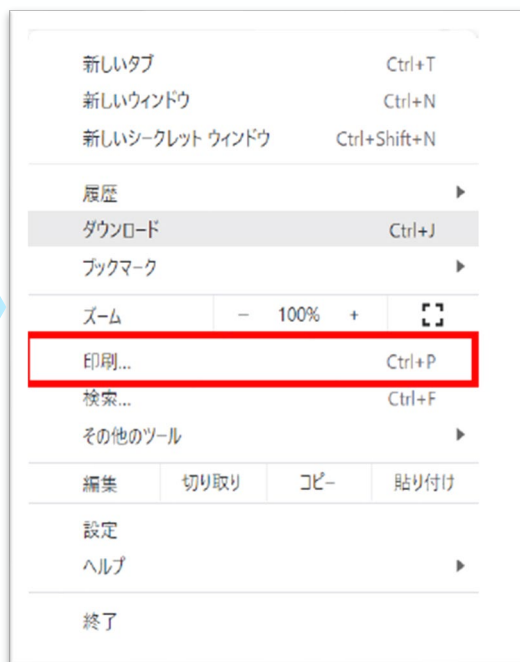
ステータス	管理番号	手続名	初回提出日	受理日	施行日	事業者氏名又は名称	提出者氏名	文
作成中	G-N01-00002068	ガス小売事業氏名等変更届出						
作成中	G-N01-00002067	ガス小売事業氏名等変更届出						
作成中	G-N01-00002065	ガス小売事業氏名等変更届出						
作成中	G-N01-00002064	ガス小売事業氏名等変更届出						

1. 電ガネットについて⑪

- 電ガネットの完了ステータスの画面や、受理完了通知メールを印刷することで、受領印のある副本の代替が可能。

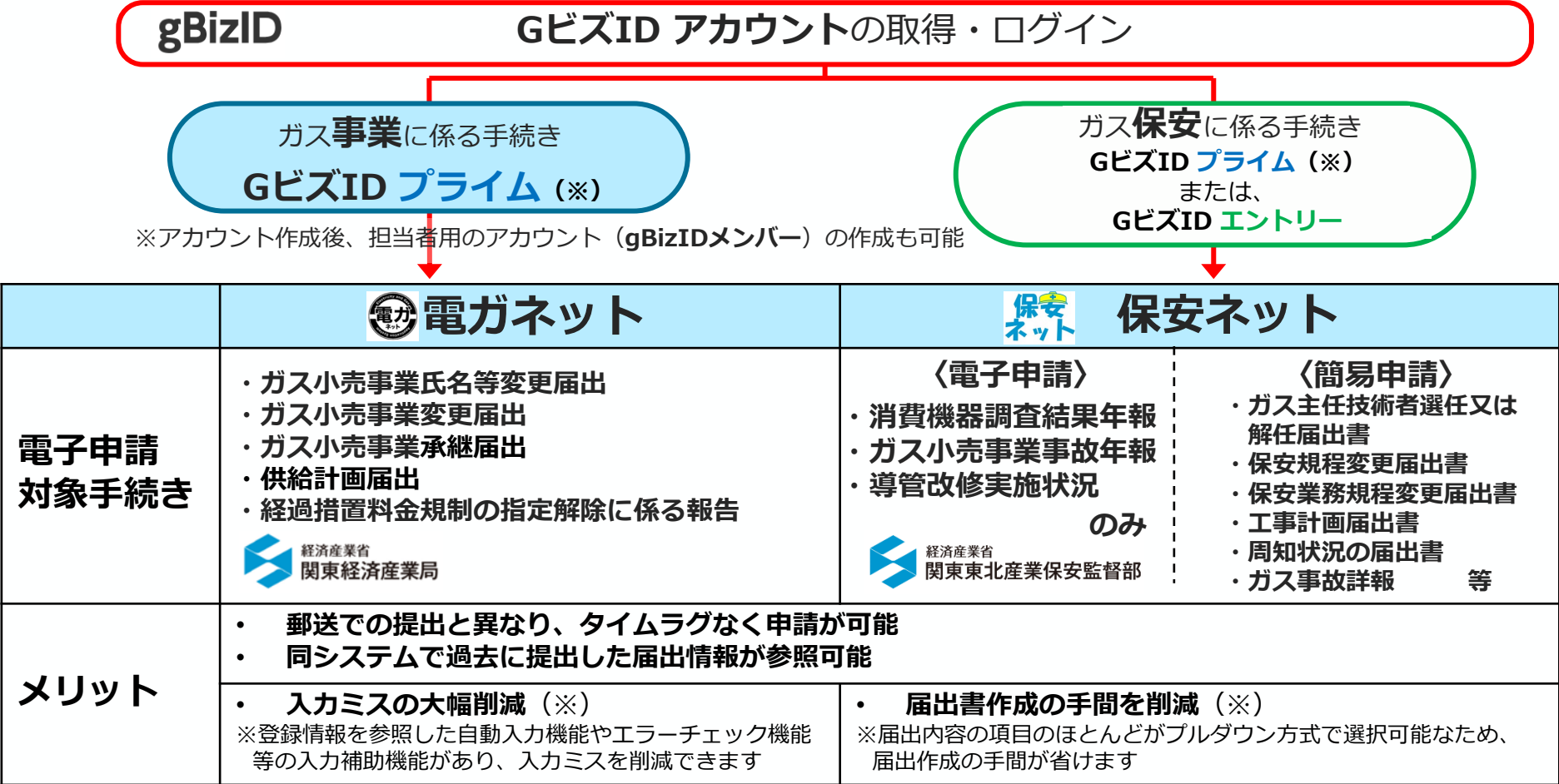


印刷は、ブラウザの印刷機能で行います。
(画像はGoogle Chromeの例)



【参考】ガス事業関連法令の電子手続きについて（電ガネット/保安ネット）

- ガス事業に係る手続きは「電ガネット」、ガス保安に係る手続きは「保安ネット」
- 両システムの利用は、GビズIDアカウント（デジタル庁）の取得が必要だが、両システムで使用するアカウントの種類が異なる点に注意。



2.各種手続き

2. 各種手続き①

※1 電気事業法等の一部を改正する等の法律

※2 平成29年3月31日以前のガス事業法

	ガス小売事業 (ガス事業法(新法))	旧簡易ガスみなしガス小売事業者 (改正法附則(※1)・旧法(※2)等) 経過措置団地が対象(解除団地は対象外)
毎月	● ガス事業生産動態統計調査(統計法)	—
四半期毎	● ガス事業生産動態統計調査(統計法)	—
毎年	● 供給計画届出(ガス事業法第19条第1項/ 当該年度開始前)	● ガス関係報告規則(附則第4条/毎四半期の最終月の5箇月後の月の15日まで)
会計関係	—	● 資産額報告書・収支計算報告書(ガス事業会計規則附則第4条/毎事業年度経過後3月以内) ● 部門別収支計算書(みなしガス小売事業者部門別収支計算規則/毎事業年度経過後4月以内)
不定期 (発生ベース)	● ガス事業の登録等(第4条) ● 変更登録(第7条) ● 承継(第8条) ● 休止、廃止、解散(第9条)	● 指定旧供給地点の変更(改正法附則第29条) ● 指定旧供給地点の合併、分割、譲渡譲受(旧法第37条の7(旧法第10条準用)) ● 事業の休止、廃止、法人の解散(旧法第37条の7(旧法第13条準用)) ● 指定旧供給地点小売供給約款の変更(改正法附則第30条)
その他義務	● 供給能力の確保(第13条) ● 供給条件の説明等(第14条) ● 書面の交付(第15条) ● 苦情等の処理(第16条) ● 名義の利用等の禁止(第17条)	● 供給義務(改正法附則第28条・旧法第37条の6) ● 指定旧供給地点小売供給約款による供給の義務(改正法附則第28条・旧法第37条の6の2)

2. 各種手続き②

登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

- ③
- ・ガス発生設備（容器・調整装置・気化装置）及びガスホルダーの設置場所の移動、その種類の変更、増設、能力別の数
 - ・導管の設置の場所、内径、総延長、導管内におけるガスの圧力

- ④他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項

- ⑤ 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項（団地名称、供給地点住所、供給地点の数、最大ガス需要の見込み、供給能力の確保の見込み等）

- ①
- a 氏名又は名称
 - b 住所
 - c 法人にあっては代表者氏名

- ⑥ 事業開始予定年月日

- ②
- ・主たる営業所の名称、所在地
 - ・その他の営業所の名称、所在地

- ⑦
- ・電話番号、電子メールアドレス、その他の連絡先
 - ・ガス小売事業以外の事業概要

軽微な変更以外の事項を変更しようとするとき

- 様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」により事前に申請を行う（変更理由書等添付）
→変更登録後、事業者への登録の通知を行う

加えて、指定旧供給地点の場合は・・・

- 「指定旧供給地点変更許可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更認可申請書」「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」等の提出が必要となるため、必ず事前に局へ確認すること。

軽微な変更該当事項に変更があったとき

- 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

上記に変更があったとき

- 様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」により、遅滞なく届け出る（①は証明書類添付）
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

加えて、指定旧供給地点の場合であつて、①a、bを変更しようとするときは・・・

- 「指定旧供給地点小売供給約款変更届出書」を供給開始予定日の10日前までに関東経済産業局に提出
→届出受理後、事業者への登録通知は行わない

【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

- ・ 変更後の最大ガス需要として見込まれる値が、変更後の供給能力として見込まれる値を超えない変更
※ただし、従前確保していた供給能力を超えて、大幅に需要を増加させる場合（2倍を超える場合）などは除く

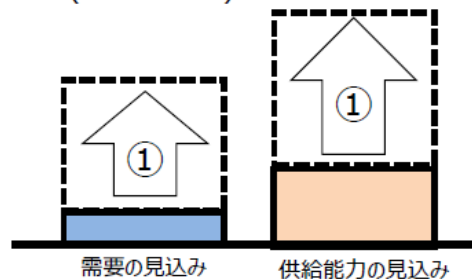
【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

ガス小売事業の変更登録（改定案後）

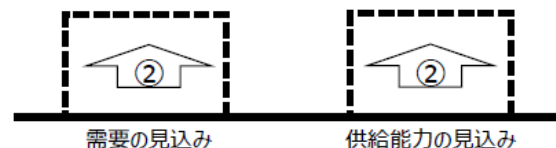
- ガス小売事業の変更登録について、改定案後の運用（イメージ）は以下のとおり。

■ 変更登録を受けべき変更事項（案）

①需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、かつ大幅に増加(2倍を超えて)するもの

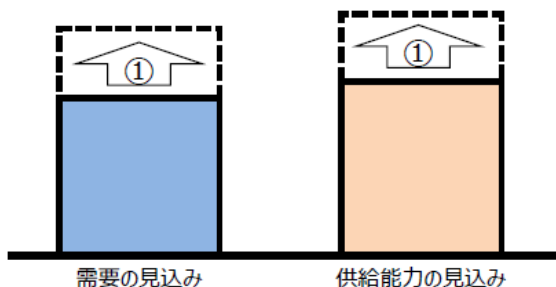


②新たな供給区域へ参入するもの

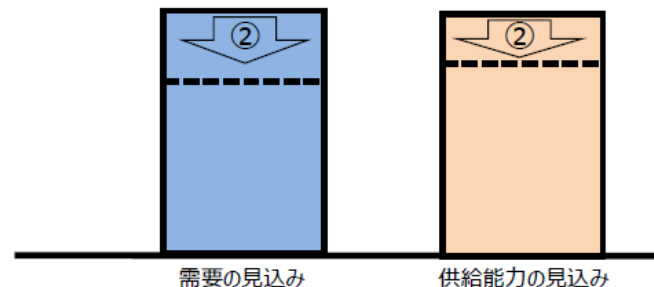


■ 変更登録が不要となる軽微な変更事項（案）

①需要の見込みの増加であって、合わせて供給能力の見込みを増加させ、かつ、変更後の供給能力の見込みを上回らない場合



②供給能力の見込みの減少であって、合わせて需要の見込みを減少させ、かつ、変更後の需要の見込みを下回らない場合



2.各種手続き③

手続き		具体例
①～⑪ 様式第6 「ガス小売事業変更届出書」	事後届出	① 特定ガス発生設備の増設、場所の移動 ② 自然気化から強制気化への変更、またはその逆 ③ 調整器、気化器の増設、交換（※能力が変わらない場合でも必要） ④ シリンダーの設置本数の変更 ⑤ 貯槽の容量や設置個数の変更 ⑥ 貯槽からシリンダーへの変更、またはその逆 ⑦ 本支管の撤去、延長、口径の変更 ⑧ 地点の増減（登録地点内の分割・統合を含む） ※変更後の最大ガス需要として見込まれる値が、変更後の供給能力として見込まれる値を超えない場合 ※供給能力の見込みの減少であって、変更後の需要の見込みを下回らない場合 ⑨ 最大ガス需要の見込みの変更（※スライド22参照）当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等 ⑩ 地点群の名称変更、供給地点住所の変更 ⑪ 地点群の廃止（所有する全部の団地の廃止は、「ガス小売事業廃止届出」）
	事前申請	⑫ 地点群の増加（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等、軽微な変更にあてはまらない場合） ⑬ 地点の増減 ※変更後の最大ガス需要の見込みが、従前確保していた供給能力以上で、かつ大幅に増加（2倍を超えて）するもの。
	事後届出	⑭ 会社に関する変更（名称（組織編成等） 所在地（移転等） 代表者役職、代表者氏名（異動等） ） ガス小売事業遂行体制説明書、苦情処理体制説明書 ⑮ 営業所に関する事項 主たる営業所、その他営業所の名称、所在地（組織編成、移転等） ⑯ 登録した連絡事項の変更（電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先） ⑰ ガス小売事業以外の事業概要の変更（電力事業の開始 飲料水販売の開始 等）

2.各種手続き④

特定ガス発生設備の種類及び 能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称

1. 特定ガス発生設備 50 kg容器 片側 本 2系列
調整装置能力 1次側 kg/h 基
2次側 kg/h 基

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠

(イ)条件 ガスの種類 液化石油ガス い号 (P.95%以上)
供給地点数 地点
ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量 月 kg/月
ピーク時の平均気温 °C m3/月
50kg容器1本当たりの発生能力 kg/h
産気率 m3/kg

(ロ)ピーク月1日平均ガス需要量

$$\frac{\text{ピーク月1地点当たり平均ガス需要量} \times \text{地点数}}{\text{ピーク月日数}} \times \frac{\text{kg/月}}{\text{kg/月}} = \text{kg/日}$$

(ハ)ピーク日ガス需要量

$$\text{ピーク月1日平均ガス需要量} \times \frac{\text{kg/日}}{\text{kg/日}} = \text{kg/日}$$

(ニ)ピーク時平均ガス需要量

$$\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.16 \times 0.16 = \text{kg/h}$$

(ホ)発生量より算出する必要容器本数

$$\frac{\text{ピーク時平均ガス需要量}}{\text{容器1本当たり発生量}} = \text{本}$$
 よって片側 以上を設置する。

(ヘ)容器交換周期

$$\frac{\text{1系列設置本数} \times 50\text{kg}}{\text{ピーク月1日平均ガス需要量}} = \text{日}$$

(ト)最高ピーク時ガス需要量

$$\text{ピーク日ガス需要量} \times 0.25 (\text{最高ピーク時率}) \times 0.25 = \text{kg/h}$$

(チ)調整装置能力 kg/h A

$$\frac{\text{最高ピーク時ガス需要量} \times 1.3 (\text{安全率})}{\text{kg/h} \times 1.3} = \text{kg/h} \geq \text{kg/h} \text{ B}$$

$$A \geq B$$

∴機器の能力の変更が必要です。

1次側と2次側で小さい方になっているか確認
(ガス発生能力の上限として適切な数字になっているか)

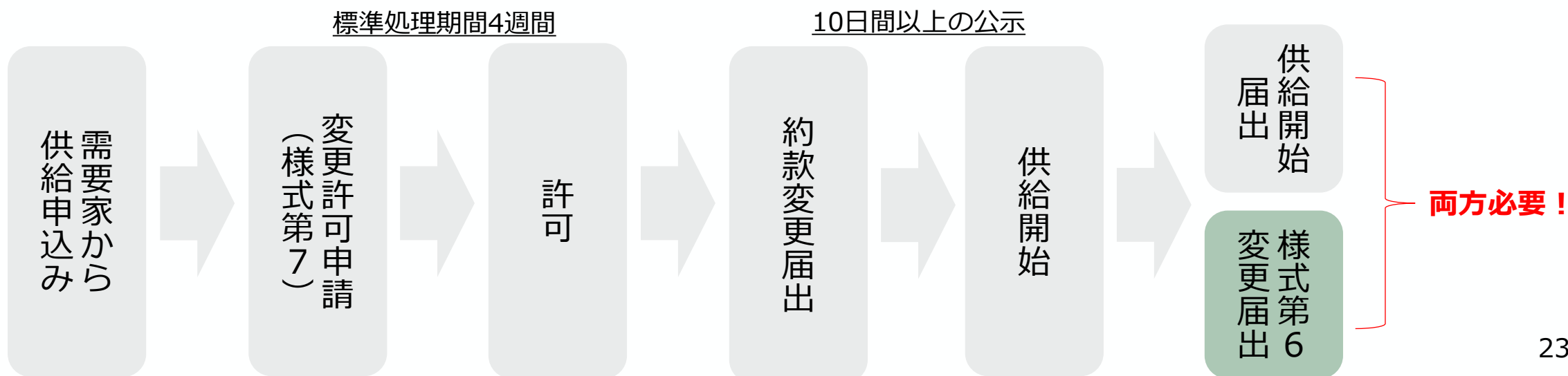
新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求められることがあるため、注意すること。
(例)
・近隣の同一規模の簡易ガス団地の需要量
・当該簡易ガス団地の所在地の県の3年間の12月～2月の使用量の平均(生産動態統計を参考)
・当該団地における実績値(増えた場合には変更手続きが必要)

(参考) 供給地点を増加する場合の手続き

自由化団地の場合（であって規則第7条の軽微な変更の場合）



経過措置団地の場合

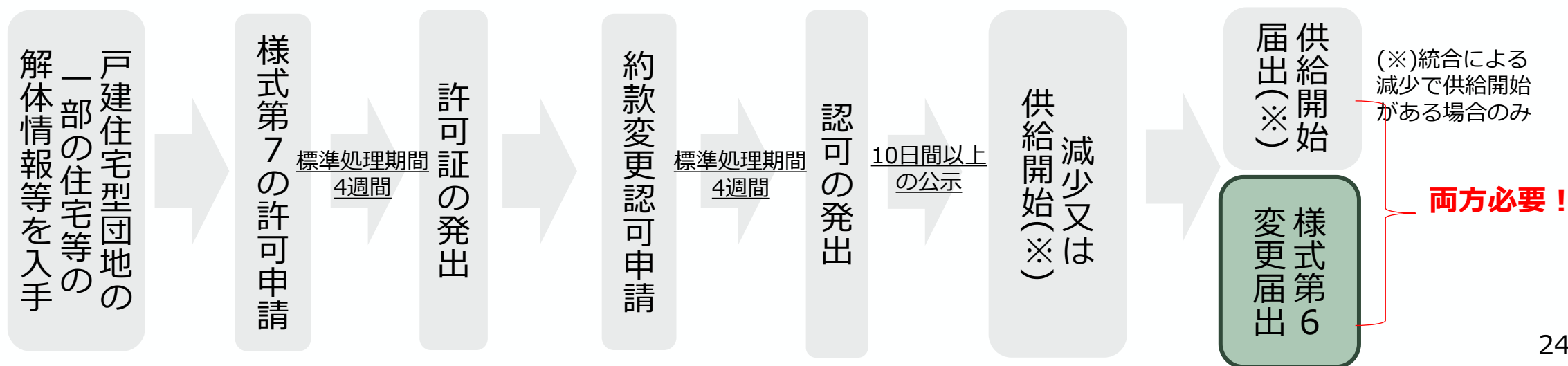


(参考) 供給地点を減少する場合の手続き

自由化団地の場合（であって規則第7条の軽微な変更の場合）



経過措置団地の場合



2.各種手続き⑤ 事業の承継・休止・廃止・法人の解散

承継

- ・ガス小売事業の**全部**の譲渡しがあつたとき
- ・ガス事業者について相続/合併/分割があつたとき



- 様式第7「ガス小売事業承継届出書」により、遅滞なく届け出る
- ※ ガス小売事業者の地位を承継した者が提出

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給合併/分割認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する
- 「指定旧供給地点小売供給譲渡譲受認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する
- ※譲渡人・譲受人両者による提出 ※一部の譲渡の場合も同様

休止・廃止

- ・ガス小売事業の**全部**を休止/廃止したとき



- 様式第8「ガス小売事業休止（廃止）届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）に申請**する

- ガス小売事業のうち、**一部の団地のみ**を廃止したとき



- 様式第6「ガス小売事業変更届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 「指定旧供給地点小売供給廃止許可申請書」を**事前（1月以上前）に申請**する

解散

- ガス小売事業者たる法人が解散したとき（※合併以外の事由による）



- 様式第9「解散届出書」により、遅滞なく届け出る

加えて、指定旧供給地点をもつ場合は・・・

- 旧法様式第12「解散認可申請書」を**事前（1月前を目処）に申請**する

2.各種手続き⑥ 特別供給条件の認可申請（経過措置団地のみ）

- 経過措置団地については、特別の事情がある場合において、認可を受けた場合のみ、供給約款の供給条件以外の方法による供給条件の設定が可能。（旧法第37条の6の2のただし書き）

特別の事情（例）

- ✓ 災害救助法の適用、移動式ガス発生設備によるガスの供給等
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大
- ✓ LPガス価格高騰対策事業 等

特別供給条件（例）

- ✓ 支払い期限の延長
- ✓ ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- ✓ 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担
- ✓ 自治体からの補助金を利用したガス料金の値引き

2. 各種手続き⑦（ご注意いただきたい点）

■ 代表者の交代の届出漏れ

ガス小売事業遂行体制説明書（様式第2）、苦情処理体制説明書の変更（様式第3）も合わせて確認を。交代から一月以上立っている場合は、遅延理由書が必要。

■ 代表者役職の誤り（不統一）

2. 各種手続き⑧

(参考) 「ガス小売事業遂行体制説明書」 及び 「苦情処理体制説明書」 を変更する場合

- ① 電ガネットにおいて「ガス小売事業氏名等変更届出」の作成画面から手続きを作成する。
- ② 「ガス小売事業遂行体制説明書」 及び 「苦情処理体制説明書」 のみを変更する場合は、選択項目がないため、変更箇所と変更項目は以下を選択。

ガス事業法

ガス小売事業

ガス小売事業

- ガス小売事業氏名等変更届出
- ガス小売事業変更届出
- ガス小売事業承継届出
- (小売) 供給計画届出

変更事項

1

変更年月日 *

2025/04/01

変更項目 *

選択してください

ガス小売事業以外の事業の概要

+ 変更事項を追加

変更箇所 *

(詳細情報) ガス小売事業情報_ガス小売事業以外の事業の概要

選択してください

(詳細情報) 事業者情報_氏名又は名称・住所・代表者氏名

(詳細情報) 営業所情報_営業所の名称及び所在地

(詳細情報) ガス小売事業情報_事業開始の予定年月日

(詳細情報) 事業者情報_電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

(詳細情報) ガス小売事業情報_ガス小売事業以外の事業の概要

変更事項が複数ある場合はこちらをクリック

やむを得ずメール提出する場合は、ガス小売事業氏名等変更届出（様式第5）をあたま紙として提出。変更箇所がわかるよう、変更前の物と変更後のものを付けることが望ましい。

3. 供給計画

3. 供給計画①

- 法第19条に基づき、全てのガス小売事業者が提出しなければならないもの。
- 提出期限は、事業年度開始前（3月31日まで）
- 法第7条第1項の規定に基づくガス小売事業変更登録を行う場合（届出済みの供給計画に記載のないものに限り）及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合（※）は、供給計画にも変更が伴うこととなるため、計画変更後、遅滞なく届出の提出が必要。
- 電ガネットでの提出が可能。 **New!**

供給計画

- ✓ 提出書類は様式第15の供給計画届出書、第1表＋第3表＋第5表
- ✓ 届出全体で不整合が生じないように記載し、可能な限り他の報告書や提出物とも整合を図る。（生産動態統計調査、小売登録関係等）
- ✓ 供給計画及び製造計画届出書の記載要領を確認する。

供給計画変更届出

- ✓ 提出書類は、様式第16の供給計画変更届出書、変更を必要とする理由書、様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する内容及びその見え消し版

(※)ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

3. 供給計画②

- 手続作成画面で（小売）供給計画届出を選択。
- 詳細情報画面では、「届出年度」を選択。
- 添付書類の容量サイズが10MBを超える場合や、図面が大きく電子ファイル化が難しい場合は、添付書類を紙で郵送してください。紙の添付書類の郵送が発生する場合は、「備考」の「添付書類の郵送あり」にチェックを入れる。

電ガネット 手続作成画面

新規手続選択

ガス事業法

ガス小売事業

ガス小売事業

- ・ガス小売事業氏名等変更届出
- ・ガス小売事業変更届出
- ・ガス小売事業承継届出
- ・（小売）供給計画届出

電ガネット 詳細情報画面

届出情報

届出年度 *

備考

☐ 添付書類の郵送あり

添付書類画面

管理番号: G-N04-00000027 作成中

供給計画届出

閉じる 戻る 廃棄 保存 次へ

添付書類

添付書類の容量サイズが10MBを超える場合や、図面が大きく電子ファイル化が難しい場合は、手続の左上に表示されている管理番号を郵送される添付書類に記載し郵送してください。

基礎情報 詳細情報 添付書類 最終確認

添付書類

新規追加

説明	サイズ	ファイル名
表示するデータがありません。		

3. 供給計画③

- 供給計画届出の届出対象年度は、計画の年度を選択。

令和7年度計画 → 2025年度を選択

令和8年度計画 → 2026年度を選択

+ 連絡先を追加

届出情報

届出年度 *

2024年度

2025年度

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

3.供給計画④

第1表

年度別の需給計画表（ガスの需給の実績と見通し）

事業者名：
地域名：
(単位：件、千m³)

			令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)	令和6年度(初年度)	令和7年度	令和8年度	年度	年度
年度末調定件数	業務用	家庭用							
		商業用							
		工業用							
		その他用							
		小計							
需給量	販売量	家庭用							
		商業用							
		工業用							
		その他用							
		小計							
	その他	計							
		ガス小売事業者への供給							
		合計							
	製品ガス生産・購入量等	液化天然ガス							
		液化石油ガス							
		石油系オフガス変成							
		その他ガス							
		小計							
		液化天然ガス							
		液化石油ガス							
		天然ガス							
		その他ガス							
		小計							
		ガス生産・購入量計							
		他事業者からの製品ガスの受入れ							
		合計							

「年度末調定件数」の欄は、各年度の3月末時点の調定件数を記載。

表の数は地点群毎＋全社計
単位は千m³
※m³ではないことに注意！

旧簡易ガス事業者の場合、ガス購入量内訳の欄に記載する

3.供給計画⑤

第3表

年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）

	単位	令和4年度(実績)				令和5年度(実績見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	"							〇〇〇
	"							△△△

1 段目に貯槽（バルク）、2 段目に50kg 容器（シリンダー）を記載

	単位	令和6年度（初年度）			令和7年度			令和8年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	"							□□	×××	
	"									

単位は t（kgではないことに注意）
第1表と第3表はガス購入量＝購入量、需給量＝消費量で、整合性するように記載。各表で単位が異なるため、産気率（0.488）を使つての換算を行う。

	単位						
液化天然ガス	t						
液化石油ガス	"						

期首・期末在庫量の記載方法について

- 2 段書きのうち、上段の貯槽（バルク）については、**残量計（メーター値）から読み取った残量値**を記載することとしているため、**生産動態統計調査の報告内容と整合**するように記載すること
- 万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、**次回から必ず計測、記録する**とともに、不明の年度の在庫量には、**最大の貯蔵量**を記載すること
- 下段の50kg 等容器（シリンダー）については、当該設備に保有できる**最大の貯蔵量**を記載すること（全年度共通）

3.供給計画⑥

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:
(単位:m³/時)

地区名等		令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績見込)	令和8年度 (初年度)	令和9年度	令和10年度	年度	年度
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

自社ガス発生量は、設備変更がない場合は、登録した自社ガス発生設備等による供給能力の確保の見込みと一致するので、登録した内容と整合しているか確認

旧簡易ガス事業については実績を含め5年分記載すればよい。

4.ガス小売営業について (小売指針・取引指針)

3.ガス小売営業について①

「ガスの小売営業に関する指針」

- ガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すもの。
- ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的として定められた指針。
- 1. ～ 5. について、需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で、望ましい行為や問題となる行為（※）を示すもの。

1. 需要家への適切な情報提供
2. 営業・契約形態の適正化
3. 小売供給契約の内容の適正化
4. 苦情・問合せへの対応の適正化
5. 小売供給契約の解除手続等の適正化

「適正なガス取引についての指針」

- ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為、ガス事業法上又は独占禁止法上問題（※）とされるおそれがある事業者の行為等を示す。

1. 小売分野
2. 卸売分野
3. 製造分野
4. 託送供給分野

※ 排除措置命令（独占禁止法（※）第7条、第20条）
業務改善命令（ガス事業法第20条）
業務改善勧告（ガス事業法第178条1項）
が発動される原因となりうる行為等を示す

3. ガス小売営業について② 供給条件の説明義務のポイント

- 新規契約だけでなく、既存契約内容の変更を行う場合も説明義務がかかる点に注意

ガス事業法（抜粋）

（供給条件の説明等）

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 （略）

（書面の交付）

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 ～ 三 （略）

2 （略）

3. ガス小売営業について③ 供給条件の説明義務のポイント

「ガスの小売営業に関する指針」（抜粋）

- 供給条件の説明の程度及び方法

- ・ 「説明」とは、単にガス小売事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。

＜小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合＞

需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。

- 説明事項の一部省略が認められる場合

- i) 契約の更新 …… 更新後の契約期間のみの説明も可
- ii) 軽微な変更以外の契約の変更 …… 変更しようとする事項のみの説明も可
- iii) 契約の軽微な変更（※） …… 変更しようとする事項の概要についてのみの説明も可

※法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更等

→ 需要家が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある点に注意

5. 指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)

5.指定解除に係る定期報告①

- 小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則ではあるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、使用者の利益を保護のする必要性が高い場合に、小売料金規制（認可制）を存置することとしたものが経過措置料金規制であり、指定の解除を満たす場合は、規制を解除することとしている。
- 指定の解除にあたっては、以下の指標を満たしているかどうかに加え、**適正な競争関係が確保されていると評価し難い他の自由がないかどうか**も確認し、**総合的に判断を行う**。

5. 指定解除に係る定期報告②

経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について（第29回ガスシステム改革小委員会事務局提出資料より抜粋）

5 経過措置料金規制に係る指定基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る指定基準については、以下のとおり。

指定基準について

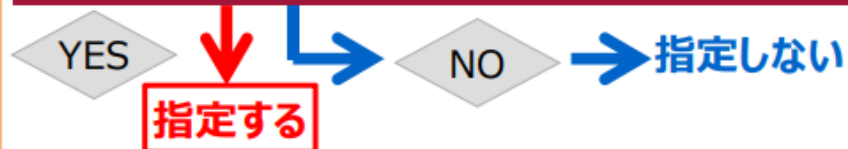
<一般ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標
小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2
> 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



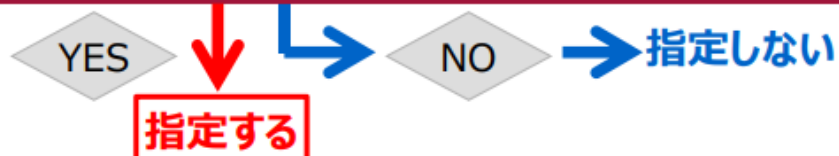
<簡易ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標
直近年度末の旧簡易ガス事業者のシェアが50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標
小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2
> 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



- (注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。
- (注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万㎡未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000㎡未満の需要。
- (注3) 旧簡易ガス事業者のシェアとは、これまでの本小委員会でもお示したとおり、当該供給地点群における調定件数÷（供給地点数-空き地・空き家の数）。
- (注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

5. 指定解除に係る定期報告③

経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について（第29回ガスシステム改革小委員会事務局提出資料より抜粋）

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 ≤ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

（注1）都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。

（注2）小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万㎡未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000㎡未満の需要。

（注3）旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

（注4）前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

5. 指定解除に係る定期報告④

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の自由」の具体例

＜指定基準①＞ 旧簡易ガス事業者のシェアが50%超

＜解除基準①＞ 旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していたり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

＜指定基準②＞

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数 $\times 1 / 2 >$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

＜解除基準②＞

旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数 $\times 1 / 2 \leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(注) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数 $\div$ (許可地点数 - 空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

5. 指定解除に係る定期報告⑤

- 経過措置団地を所有するガス小売事業者に課されている報告義務。（ガス関係報告規則附則第4条）
- **各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに提出しなければならない。**
- 第1四半期から第3四半期の報告については、競争関係に状況の変化が見込まれない場合は、附則様式第5による簡易報告も可。ただし、**第4四半期（8月15日までの報告）は、簡易報告が認められない。**
- 報告書の提出方法は、メールで提出から、**原則電ガネット上でExcelファイルをアップロードする方法に変更。（2024年4月～）**

電ガネットによる報告手順

- STEP 1** 電ガネット提出用様式（xlsx形式）のダウンロード
- STEP 2** 提出用様式（xlsx形式）に必要情報を入力
- STEP 3** 電ガネットにログインし、提出用様式（xlsx形式）をアップロード
- STEP 4** お問い合わせ、受理完了等通知（メール）の確認



5. 指定解除に係る定期報告⑥

<附則様式第4_第1表(1)(xlsx形式)> <消費機器調査結果リスト(xlsx形式)>

[illegible]

行数が足りない場合は、画面左部下の方に表示されている  を押して、折りたたまれている行を表示して記入。

＜附則様式第4_第1表（2）、第2表、第3表（xlsx形式）＞

[illegible][illegible]

1. 指定旧供給地点における契約件数		平成31年1月から令和2年12月									
自由料金メニューによる契約件数		件									
指定旧供給地点小売供給約数による契約件数		件									
2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等											
番号	平成31年1月から令和1年12月まで					令和2年1月から令和2年12月まで					ガス販売量 (㎥)
	ガス販売量 (㎥) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単価額 (円/㎥) (3)	原料費調整額 (円) ((4) = (1) × (3))	補正(仮)販売額 (円) ((5) = (2) - (4))	ガス販売量 (㎥) (1)	販売額 (円) (2)	原料費調整単価額 (円/㎥) (3)	原料費調整額 (円) ((4) = (1) × (3))	補正(仮)販売額 (円) ((5) = (2) - (4))	
1月				0	0				0	0	
2月				0	0				0	0	
3月				0	0				0	0	
4月				0	0				0	0	
5月				0	0				0	0	
6月				0	0				0	0	
7月				0	0				0	0	
8月				0	0				0	0	
9月				0	0				0	0	
10月				0	0				0	0	
11月				0	0				0	0	
12月				0	0				0	0	
計	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
平均 単価				0 (円/㎥)					0 (円/㎥)		

（第3表）自由料金メニューを作っていない団地は1行目を0件と記載。
また契約件数は第1表（2）2. の家庭用調停件数と整合させること。

備考 1 「自由料金メニューによる契約料率」指定旧供給地点小売供給約款による契約料率」が成立しない場合にあっては、2への記入を省略することができる。

2 原料費調整単位の船には、直近の指定旧供給地点小売供給約款における原料費調整において、調整単位料金を算定するために基準単位料金に増減する金額を記入すること。

3 附属の大きさは、日本産業規格 A4 4 とする。

5.指定解除に係る定期報告⑦

通常報告を行う場合

- ✓ 「附則様式第4_第1表(1)」及び「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」を提出。消費機器の状況により、数値を精緻化する場合は、「消費機器調査結果リスト」も必ず提出。
- ✓ 「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」は、団地ごとに作成が必要。

添付書類画面> ファイル添付画面 (イメージ)

	カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	附則様式第4_第1表(1)	コピー01_附則様式第4_第1表(1)	36.8KB	コピー01_附則様式第4_第1表(1) 2025/05/22 00:18  
2	附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表	02_附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表_(地)		02_附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表_ 2025/05/22 00:17  

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	供給区域名/供給地点群名等	類型	ファイル名
1	団地	住宅団地型	・ 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表 02_附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表_ じ)

5.指定解除に係る定期報告⑧

簡易報告を行う場合

- ✓ 附則様式第4__第1表(1)のみの提出で可。附則様式第5は不要。
- ✓ 附則様式第5の添付に代えて、「指定供給地点ごとの状況」で、**附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで提出が可**
- ✓ 一部のみ簡易報告を行うことも可。
- ✓ 「附則様式第4__第1表(1)」に団地名があるが、「附則様式第4__第1表(2)、第2表、第3表」が添付されていない場合は、システム上簡易報告と認識する。「指定供給地点ごとの状況」で、附則様式第5に準ずる内容にチェックすることで簡易報告となる。

添付書類画面>ファイル添付画面(イメージ)

カテゴリ	説明	サイズ	ファイル名
1	消費機器調査結果リスト	401.2KB	消費機器調査結果リスト.xlsx 2024/02/27 11:58
2	附則様式第4_第1表(1)	37.0KB	附則様式第4_第1表(1).xlsx 2024/02/27 11:58
3	附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表	100.5KB	附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx 2024/02/27 12:03

指定旧供給地点群ごとの状況

番号	通常報告	簡易報告	ファイル名
1	テスト団地90	テスト団地90	・ 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表 附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表.xlsx ・ 消費機器調査結果リスト 消費機器調査結果リスト.xlsx

※附則様式第5にて簡易な報告する場合を除き、指定旧供給地点群ごとに「附則様式第4_第1表(2)、第2表、第3表」の添付が必要です。
※以前の報告事項から特段の状況の変化がなく、改正チェックを入れてください。

簡易報告の場合は
チェックする

5.指定解除に係る定期報告⑨

- ✓ アップロードしたファイルのカテゴリを必ず選択する。
- ✓ アップロードしたファイルと選択したカテゴリが一致していないと提出に進めない。

添付書類画面＞ファイル添付画面（イメージ）

ファイル添付

必要なファイルを添付してください。（1ファイルにつき最大10MB）



または

ファイルを選択

カテゴリ	説明*	ファイル
附則様式第4第1表（1）	附則様式第4_第1表（1）	附則様式第4_第1表（1）.xlsx

閉じる 添付

必ず一致する
カテゴリを選択

作成中

 添付書類: 「附則様式第4第1表（1）」は必ず添付してください。

添付書類

添付書類を登録してください

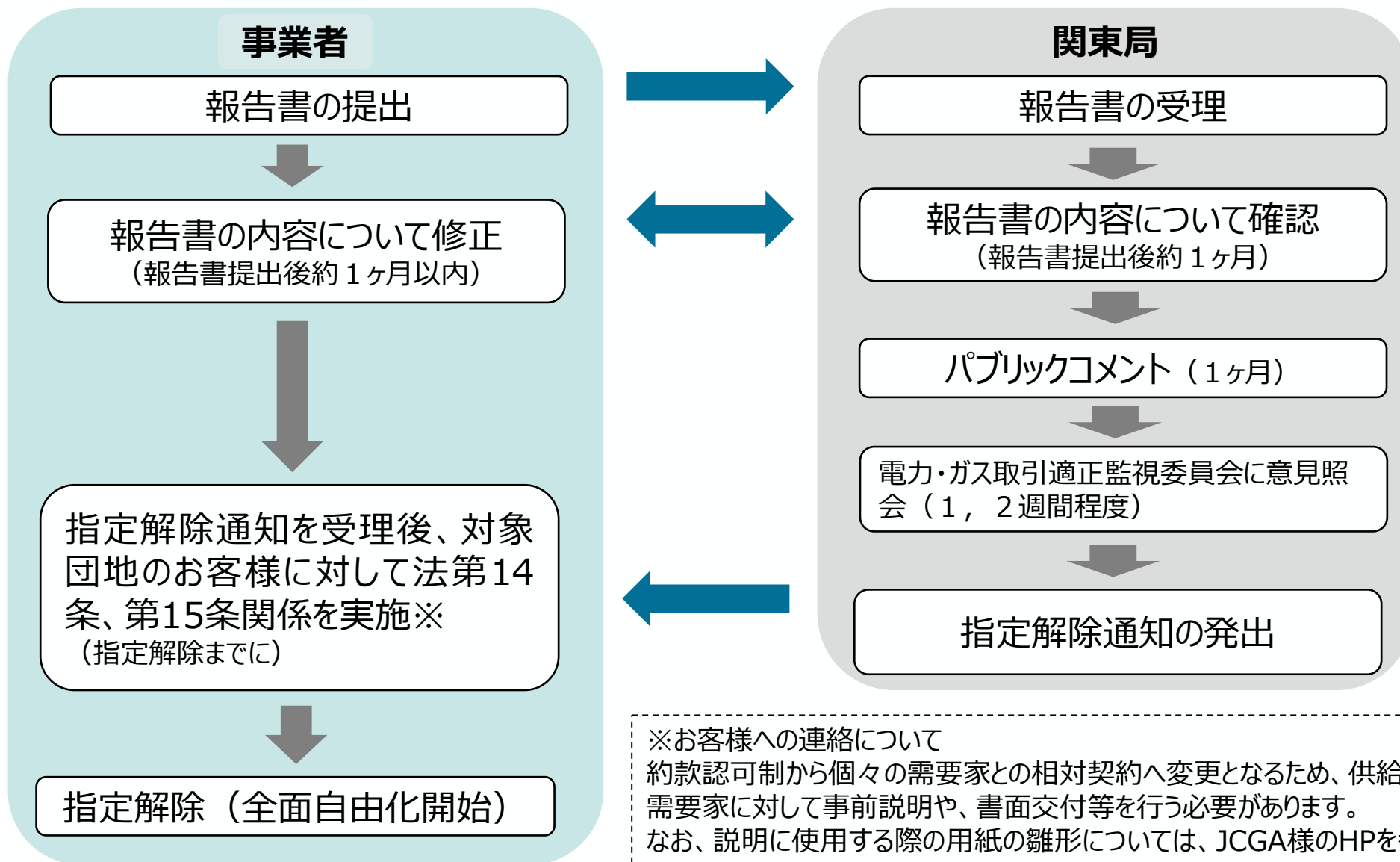
5.指定解除に係る定期報告⑩

数値を精緻化する場合

- ✓ 消費機器調査の状況により、数値を精緻化することが可能。
- ✓ 一部のみの精緻化は認められないため、精緻化を行う場合は全ての表を通じて精緻化を行うこと。
- ✓ 精緻化を行う場合は、消費機器調査結果リスト①は必ず記載の上、②～④は該当に応じて記載。
- ✓ 消費機器調査結果リストは、提出時点から48ヶ月以内のもの（複数ある場合は最新のもの）を用いること。

ケース	「消費機器調査結果リスト」対象シート	「附則様式第4_第1表（2）、第2表、第3表」 関係シート
①精緻化を行う場合	消費機器調査結果リスト① （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）	第1表（2）シェア報告書
②対象期間内に、獲得、不獲得 （新規不獲得は除く）があった場合	消費機器調査結果リスト② （自社が旧簡易ガスを供給する需要家）	第2表1.（1）新築物件（獲得件数）
		第2表2.（1）既築物件（獲得件数）
		第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱）
③自社が他燃料を供給する需要家 がある場合	消費機器調査結果リスト③ （自社が他燃料を供給する需要家）	第1表（2）1. 指定旧供給地点数
		第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）
④関係会社が他燃料を供給する需 要家がある場合	消費機器調査結果リスト④ （関係会社が他燃料を供給する需要家）	第1表（2）1. 指定旧供給地点数
		第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）

(参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ



6. 「一の団地」について

6. 「一の団地」について①

小売供給

- 一般の需要に応じガスを供給すること
- 特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のもの**

ガス事業法 第2条（抜粋）

6. 「一の団地」について②

- **集合住宅のみの供給も対象**

70戸以上のマンション・アパートへの供給でもガス小売事業に該当。

- **ガス発生設備の数は問わない。**

一の団地内に、各35戸に導管の繋がるガス発生設備が2系統存在した場合はガス事業法が適用される。

- **個別ボンベ供給はカウントしない。**

「一般の需要に応じ」、「導管によりこれを供給するもの」

6. 「一の団地」について③

一の団地

- 道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合は、住居表示で定める町又は字
- 道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合は、街区（住居表示を実施していない地域の場合は、街区に類する区画）

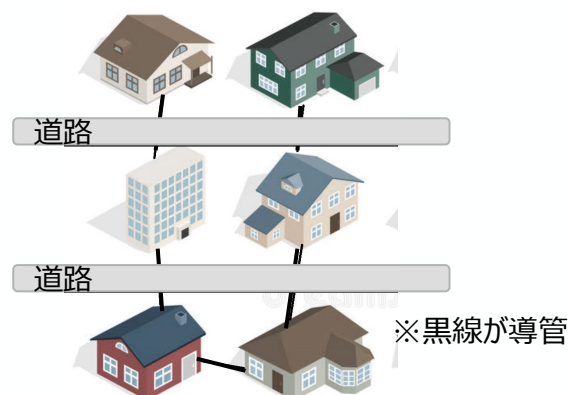
（通達）ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（抜粋）

6. 「一の団地」について④

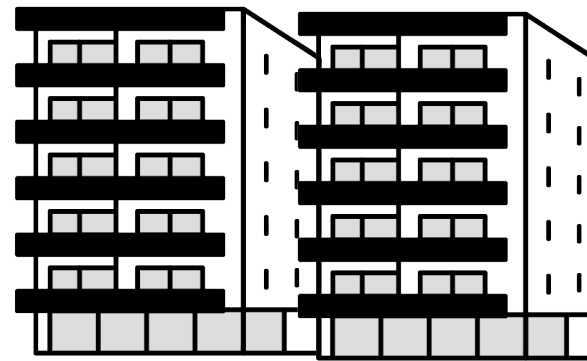
STEP 1

道路を横断又は並行する導管によりガスを供給するか

➡ 戸建住宅・混合団地はYES



➡ 集合住宅はNO



6. 「一の団地」について⑤

→ YES（戸建住宅・混合団地）

「町又は字」が「一の団地」

- 住居表示制度が取り入れられている場合「町」

〇〇市（区）△△町（××丁目）◎◎番△△号



この場合△△町（××丁目）が「町」

- 従来の表示方式の場合（住居表示制度が取り入れられていない場合）「町又は字」

〇〇市（区）△△町■ ■ ■番地の□ □

〇〇郡△△町（字）××◆ ◆ ◆の◇ ◇



この場合△△町や△△町（字）が「町又は字」

→ NO（集合住宅）

「街区」又は「街区に類する区画」が「一の団地」

- 住居表示制度が取り入れられている場合「街区」

〇〇市（区）△△町（××丁目）◎◎番△△号



この場合◎◎番が「街区」

- 従来の表示方式の場合（住居表示制度が取り入れられていない場合）「街区に類する区画」

「街区」相当する表記がないため、「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠して、「街区」に類する区画とする

- ・ 幅員おおむね4 m以上の道路
- ・ 河川（一級河川、二級河川及び準用河川）
- ・ 水路
- ・ 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設
- ・ 田畑、山林、都市公園、他の建築物の用に供されている敷地（一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地）

6. 「一の団地」について⑥

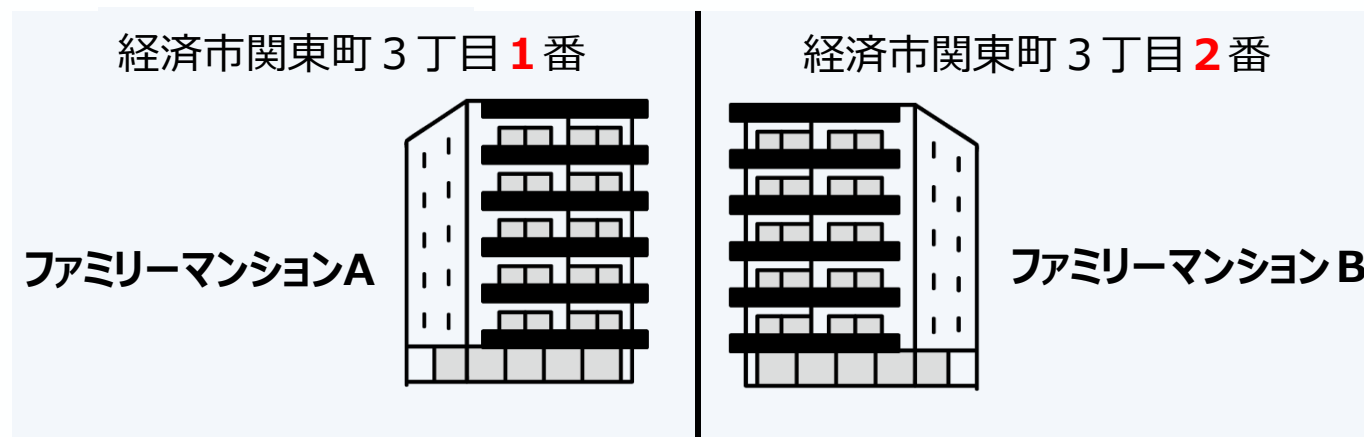
**STEP
2** **地区計画等に係る区域その他集団的に
住宅を建設した地域が2以上の町に係
るものか**

- ➡ YES 当該2以上の街区が一の団地となる**
- ➡ NO 当該街区が一の団地となる**

住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを冠する場合」は、各建物が隣接している状態を一の集団的な需要と判断し得る可能性が高い。

6. 「一の団地」について⑦

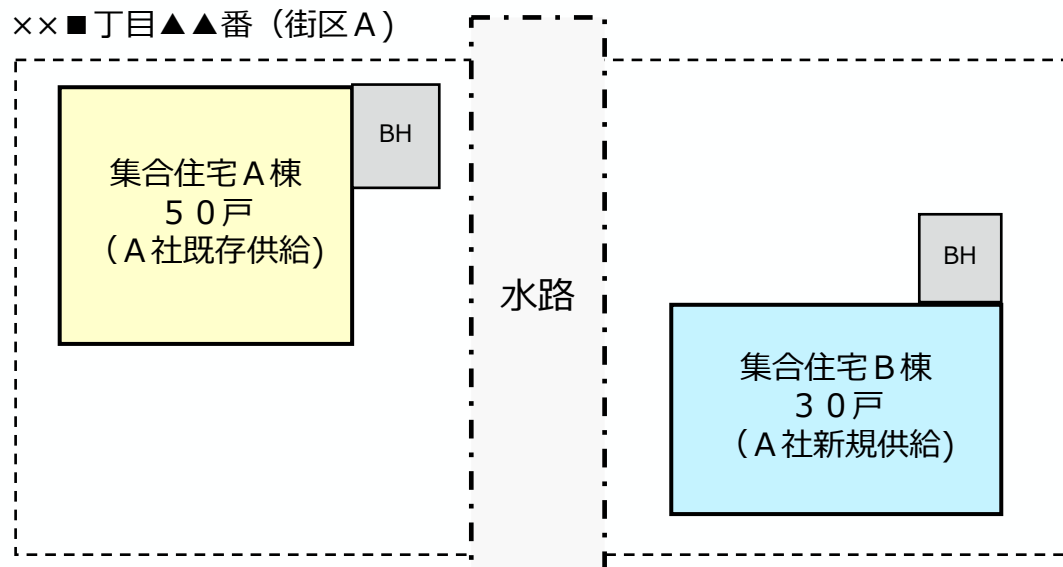
- 同一ブランドを冠しているケース
(○○マンションA、○○マンションB等)
- 第Ⅰ期分譲・第Ⅱ期分譲／第Ⅰ期開発・第Ⅱ期開発／第Ⅰ期工事・第Ⅱ期工事等同一の計画で建設されたことが明確であるケース



6. 「一の団地」について⑧

事例 1

『街区』を一の団地として考えるケース①



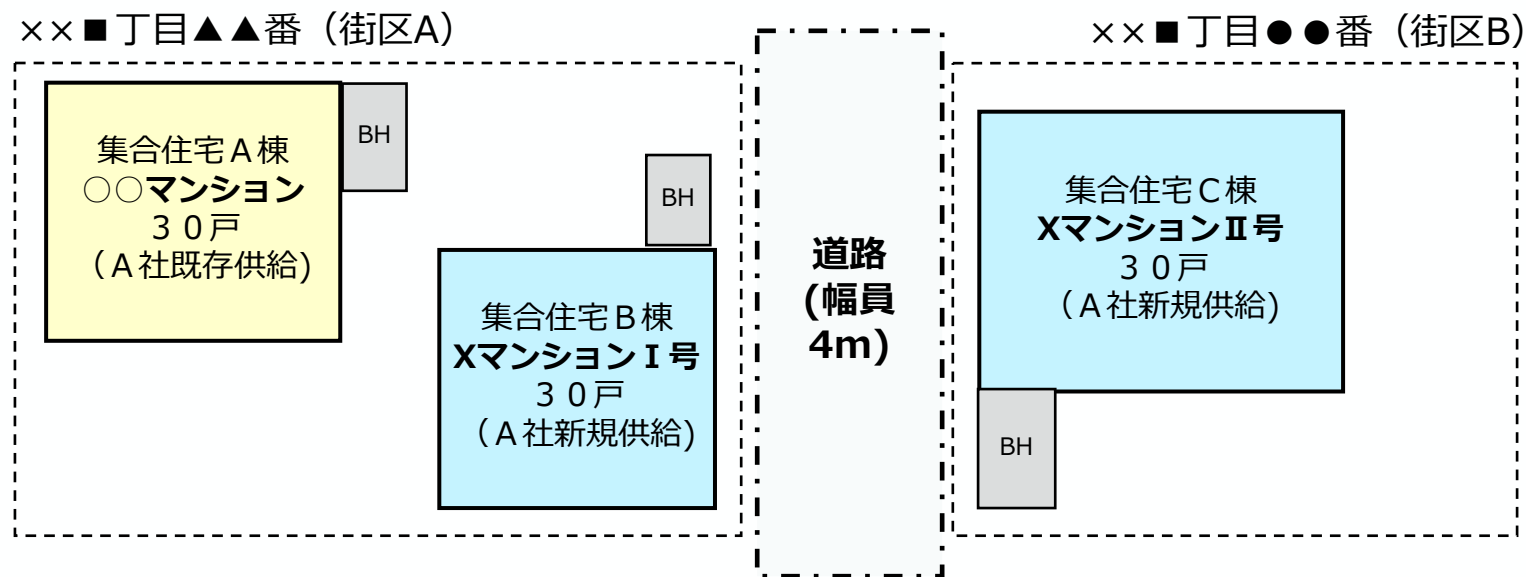
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、xx■丁目▲▲番 (街区A)が街区となる。
- 集合住宅A及びBは住居表示上同一地番のため、1つの一の団地を形成する。
- B棟への新規供給に伴い、『街区A』が一の団地となる。
- 総供給地点数は80戸となるため、A棟・B棟共にガス事業法が**適用**される。

※ A棟とB棟の間に敷地を完全に分断する水路等があったとしても、「街区A」が一の団地となる。

6. 「一の団地」について⑨

事例 2

『街区』を一の団地として考えるケース②



- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられており、▲▲番と●●番で別々の街区となるが、ある一定の区画を持った一団の土地に集団的に住宅等がある状況。
- 同一ブランドであるB棟・C棟への新規供給に伴い、『街区A』及び『街区B』の2つの街区を一の団地とする。
- 総供給地点数は90戸となるため、A棟・B棟・C棟は全てガス事業法が**適用**される。

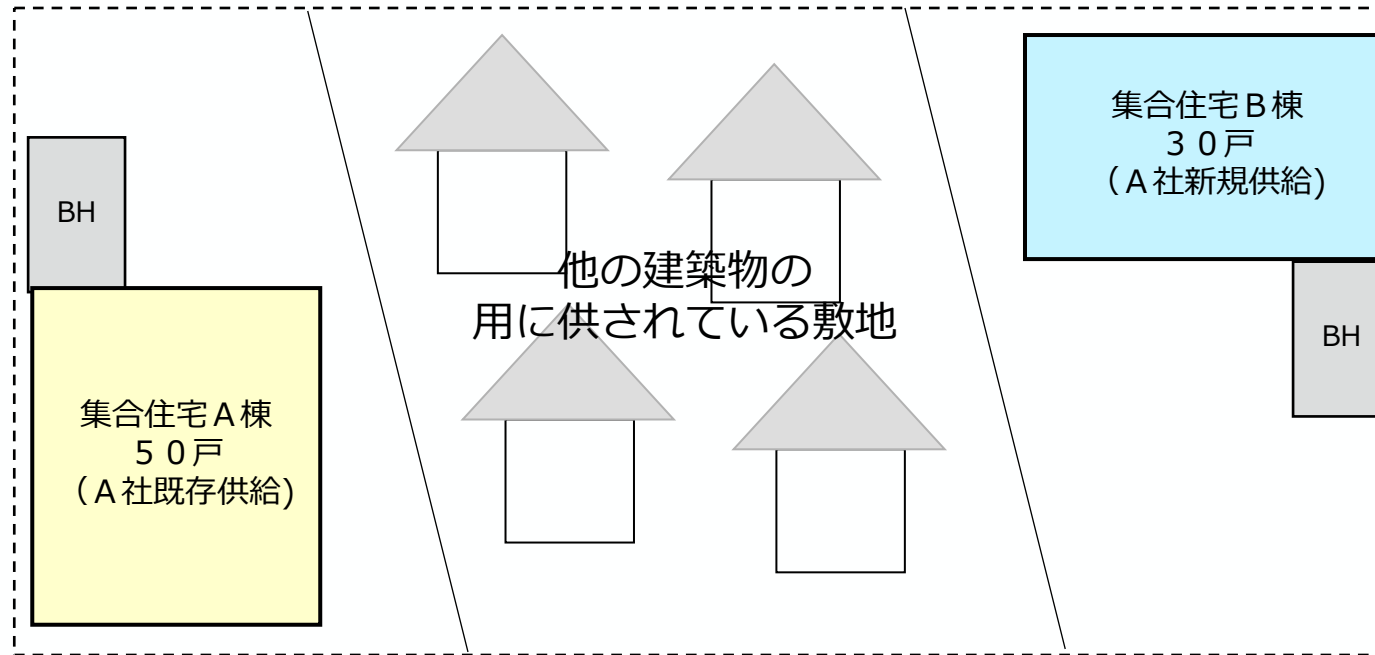
「一の団地」に該当するかの判断基準としての 「現在の土地（建物）の所有者が同一主体であるかどうか」や「同一ブランドを冠するかどうか」は、十分条件だが、必要十分条件ではない（現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可能性等も少なからず考えられる）ため。供給事業者へ総合的な判断を確認する。

6. 「一の団地」について⑩

事例 3

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース①

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）



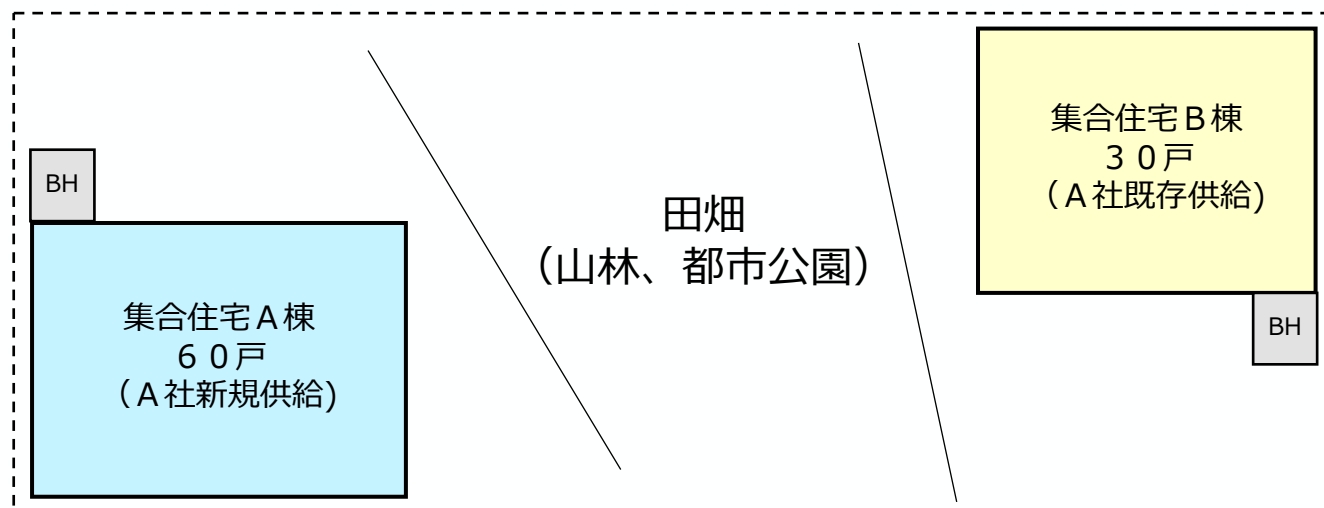
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- B棟への新規供給を開始する場合、B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地は、他の建築物の用に供されている敷地によりにより完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され、別々の「一の団地」となる。
- それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の**適用外**となる。

6. 「一の団地」について⑪

事例 4

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース②

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）



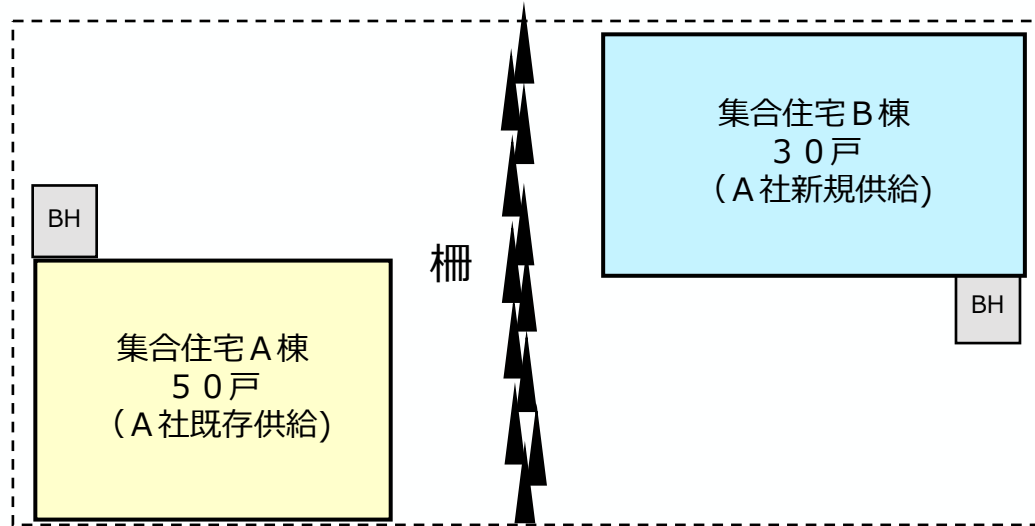
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- A棟への新規供給を開始する場合、A棟の建つ敷地とB棟の建つ敷地は、田畑により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され、A棟とB棟は別々の「一の団地」となる。
- それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の**適用外**となる

「一の団地」について⑫

事例 5

『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース③

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）



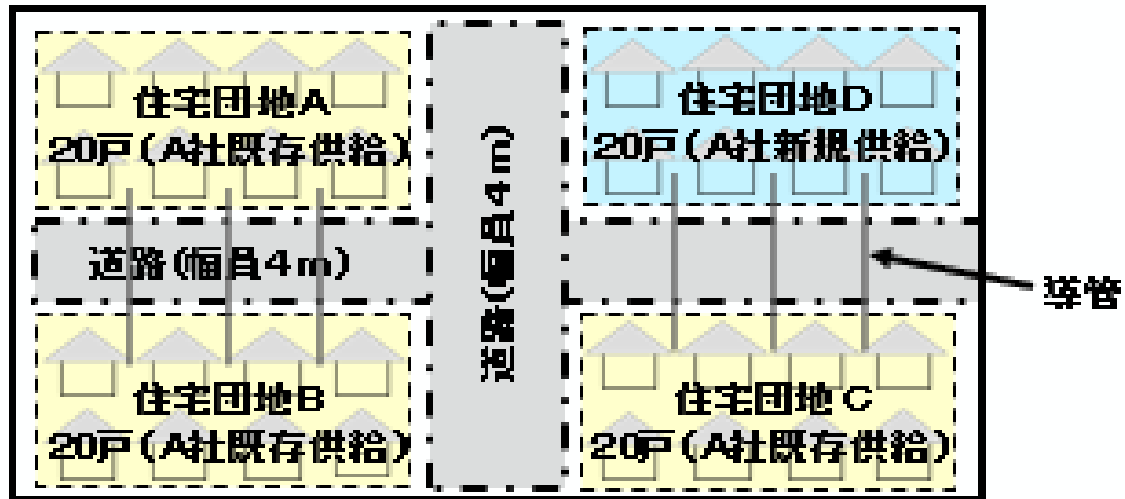
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられていないため「街区に類する区画」により判断。
- 柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえず、A棟とB棟は同じ「街区に類する区画」に区画され、A棟とB棟は同じ「一の団地」を形成する。
- B棟への新規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となるため、A棟・B棟共にガス事業法が適用される。

「一の団地」について⑬

事例 6

『町又は字』を一の団地として考えるケース①

街区方式による住居表示を実施していない地域（地番表示）××町（字□□）



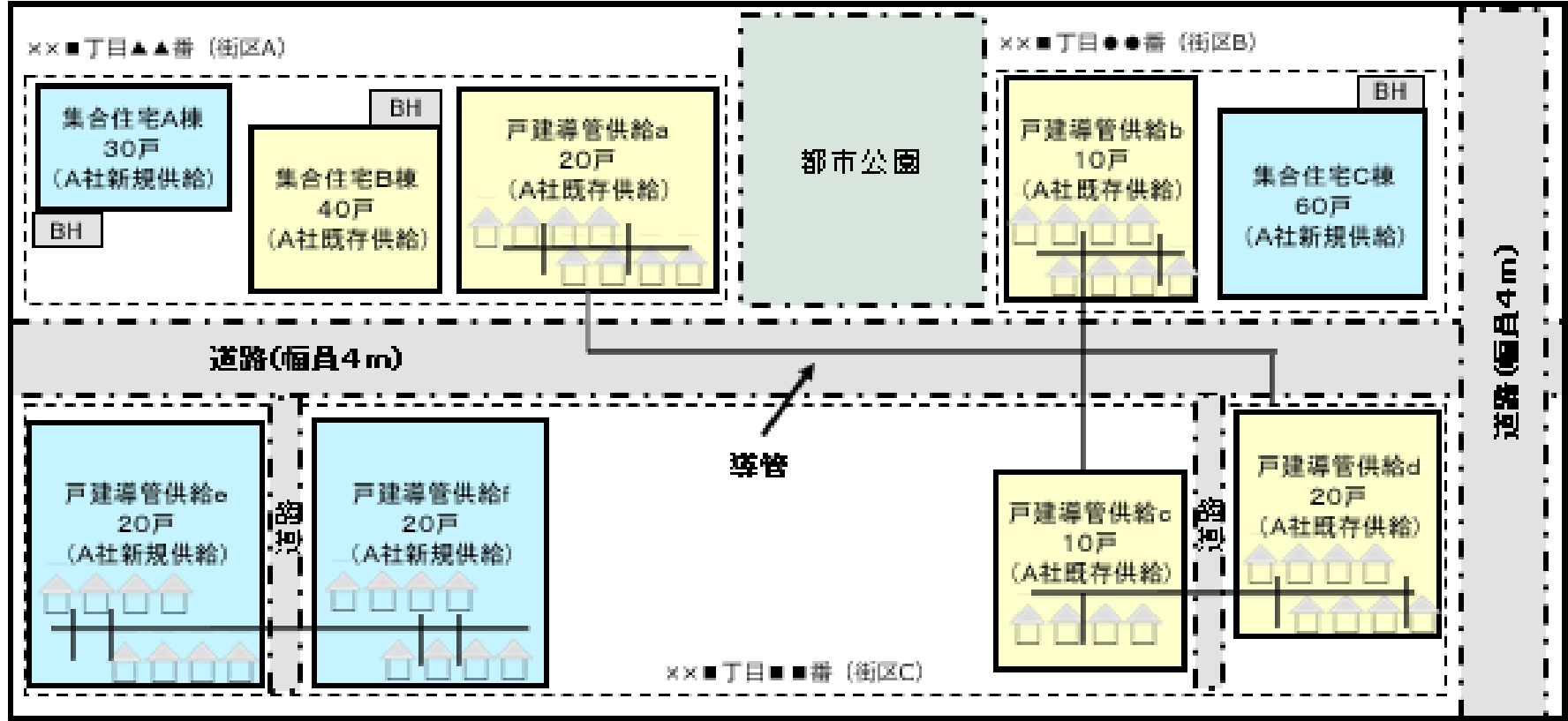
- 住宅団地のため、道路を横断又は並行する導管による供給に該当。
- 市町村内の町又は字により判断。
- 幅員4m幅の道路があるが、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、「街区に類する区画」は適用せず、「××町」で一の団地を形成する。
- 住宅団地Dへの新規供給により、供給地点数は合算した80戸となるため、住宅団地A～Dは全てガス事業法が**適用**される

「一の団地」について⑭

事例 7

『町又は字』を一の団地として考えるケース②

町 (××■丁目)



- 「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
- 導管形態によって、一の団地の定義が異なると同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。

「一の団地」について⑮

事例 7

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行しない導管（集合住宅）

<「街区 A」を一の団地とみるケース>

- A 社が集合住宅 A 棟に新規供給を開始する場合
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、集合住宅 A 棟に係る一の団地は、
××■丁目▲▲番（街区 A）となる。
- 街区 A には、既存供給を行っている戸建導管供給 a が 20 戸があるが、導管形態が異なるため合算しない。
- ただし、街区 A には、既存供給を行っている集合住宅 B 棟が 40 戸あり、集合住宅 A 棟と供給する導管形態が同じであるため、「街区 A」内で 1 つの一の団地を形成する。
- よって、総供給地点数は 70 戸となり、集合住宅 A 棟及び集合住宅 B 棟共にガス事業法が適用される。

「一の団地」について①⑥

事例 7

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行しない導管（集合住宅）

＜「街区B」を一の団地とみるケース＞

- A社が集合住宅C棟に新規供給を開始する場合
- 集合住宅のため、道路を横断又は並行しない導管による供給に該当。
- 住居表示制度が取り入れられているため、集合住宅C棟に係る一の団地は、
××■丁目●●番（街区B）となる。
- 街区Bには、既存供給を行っている戸建導管供給bの10戸が存在するが、
導管形態が異なるため合算しない。
- 「街区B」を一の団地とするA社の総供給地点数は60戸であるため、集合住宅C棟はガス事業法の**適用外**となる。

「一の団地」について①⑦

事例 7

『町又は字』を一の団地として考えるケース②（続き）

道路を横断又は並行する導管（戸建住宅・混合団地）

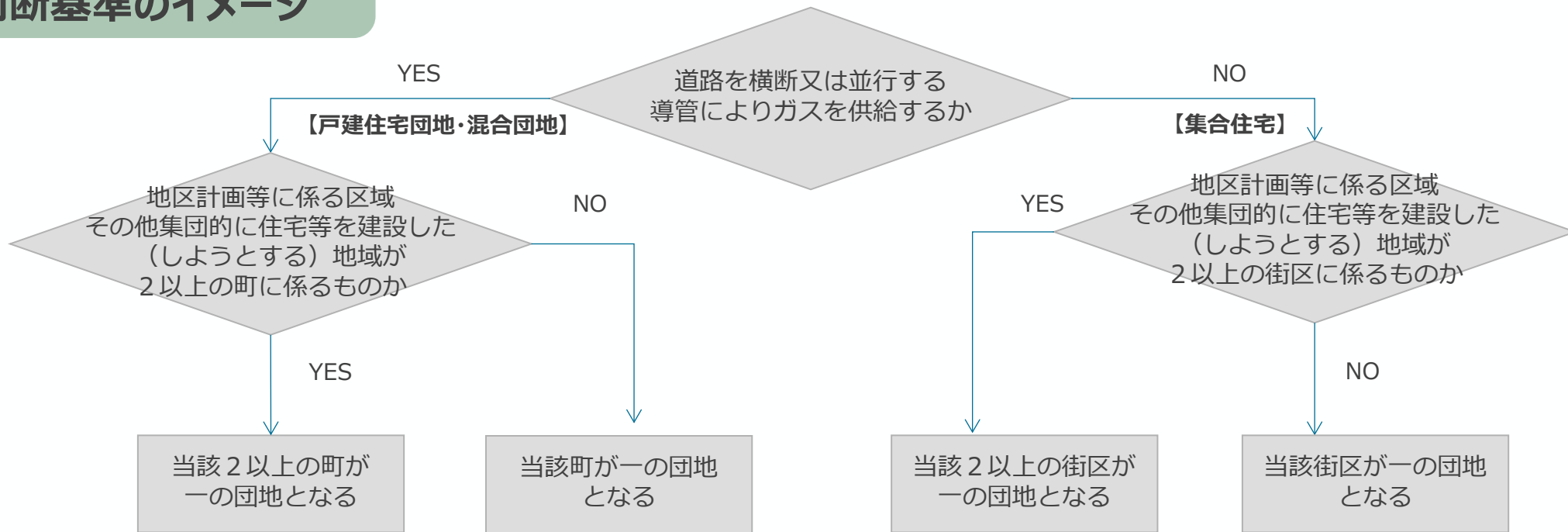
<「町（××■丁目）」を一の団地とみるケース>

- A社が戸建導管供給 e 及び f に新規供給を開始する場合
- 住宅団地のため、道路を横断又は並行する導管による供給に該当
- 住居表示制度が取り入れられているため、戸建導管供給 e 及び f に係る一の団地は、××■丁目（街区C）となる。
- 街区Cには、集合住宅A棟、B棟及びC棟があるが、導管形態が異なるため合算しない。
- ただし、街区Cには、同じ導管形態で既存供給している戸建導管供給 a～dがあり、戸建導管供給 e 及び f と同じ導管供給形態であるため、「街区C」内で1つの一の団地を形成する。
- よって、総供給地点数は100戸となり、戸建導管供給 a～f は全てガス事業法が**適用**される。

※ただし、戸建導管供給 a～d が旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町（××■丁目）」を一の団地とするA社の総供給地点数は、戸建導管供給 e 及び f の40戸となり、戸建導管供給 e 及び f 共にガス事業法の**適用外**となる（スライド65※2参照）。

「一の団地」について⑮

判断基準のイメージ



(注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。

(注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」(都市計画法第12条の4第1項第1号)とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。

※地区計画の他、都市計画に定められる「一の団地の住宅施設(都市計画法第11条第1項第8号)」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

道路を横断又は並行しない導管」

マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる『**集合住宅**』へ供給する場合の導管を指す。

道路を横断又は並行する導管」

道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管。いわゆる『**住宅団地・混合団地**』へ供給する場合の導管を指す。

「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」と

記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。

当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える(供給地点数としてカウントしない)。

「一の団地」について①⁹ 参考資料

ガス事業法

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のもの**に限る。）をいう。

通達

「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」

1 「第1章 総則」関係

（1）法第2条第1項（小売供給）関係

① 略

②「一の団地」について

「一の団地」とは**道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあつては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1項第1号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあつては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあつてはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。**

（以下略）

「一の団地」について②⑩ 参考資料

街区方式による住居表示の実施基準

(昭和三十八年自治省告示第百十七号)

第1 1

(1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

(2) 町の形状及び規模

イ 町の形状は、その境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。

ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

2 町の名称の定め方 (略)

3 街区割り

(1) 4～5 (略) **街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。**

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

「一の団地」について②① 参考資料

ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について（抜粋）

（２）現行のメルクマール

（資源エネルギー庁ガス市場整備室 令和元年 8 月 1 日）

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「道路等」という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号）第1「住居表示の実施基準」の3（1）及び7（2）を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000～5,000㎡が適当とされている。

（３）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（４）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

「一の団地」について②① 参考資料

一団の土地

- 以下の①～③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

① 都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等（同法第12条の4第1号（地区計画）及び第5号（集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第一項の規定による集落地域計画）に限る）」に係る地区

※当該地区計画等において、地区を複数に区分する場合は、区分された各地区

② 都市計画法第11条第1項第8号に規定する一団地の住宅施設

③ ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域

③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される（『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている）。

- （1）（当該地域の）土地の権利所有者が同一主体である（あった）こと
- （2）（当該地域の）土地が、相互に接続するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること（隣接）
- （3）（当該地域の）土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、土地に建設されたマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一ブランドを冠するかが一つの指針となり得る（一連の需要群や同一ブランドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該地域の土地の権利者も同一主体である（あった）可能性が高い）。

（例）「第Ⅰ期分譲／開発」・「第Ⅱ期分譲／開発」
「〇〇マンションA（Ⅰ号）」・「〇〇マンションB（Ⅱ号）」
「ライオンズマンション〇〇」・「ライオンズマンション▲▲」

7. 法令違反・不適切事例

法令違反・不適切事例①

A：無許可（無登録）で70戸以上の個別住宅や集合住宅に供給（旧法第37条の2、法7条）

当事業者において、現場の責任者として事案を判断する立場の者が、「一つの供給設備から導管でつながった地点が70地点以上の場合のみ、ガス事業法上のガス小売事業（旧簡易ガス事業）に該当する」と誤認したまま長期間業務に従事していた。（一の団地の解釈の誤認）

旧担当者が交代し、新担当者が協会の研修会に参加したことにより、ガス事業法上の正しい解釈を認識し、誤認を正すことで発覚。

また、新担当者が認識後も、組織として法令違反であることを確定するまでに時間がかかり、当局報告も長期間を要した。

B：（自由化団地）供給条件の説明、書面交付義務違反（法第14条・15条）

当事業者において、現場の責任者として事案を判断する立場の者が、小売供給約款を需要家に交付すれば、法第14条の供給条件の説明、書面の交付及び法第15条の書面の交付義務を履行することになると解釈していた。

小売供給約款の交付のみでは、法で定める項目を満たしておらず、規則第14条に定める省略に対する承諾も不十分だった。

■ 法令違反・不適切事例②

複数人で確認する。1人の担当者に任せきりにしない。

- 旧簡易ガス事業に詳しい者の従事期間が長くなると個業化が起こることが懸念される。
- 周囲の者から担当者への進言が難しくなる。
- 分量に関わらず、複数人でシェア、チェックする。

違法状態は1日も早く適法化を図る。

- スピード感を持って対応。
- 当局へ報告する場合、正確性の観点から社内確認に時間を要することも考えられる是正を最優先に。
- 疑いの段階、相談ベースで構わないので当局へ連絡を。

法令違反・不適切事例③

料金の誤徴収(法第14条、第15条違反)

基準平均原料価格に基づく上限バンドを超えて料金を徴収していたケース、上限バンドを下回っていたにも関わらず、上限バンドの金額を徴収していたケース等。

（経過措置団地）供給約款による供給義務違反（旧法第37条の6の2） 地点の変更許可漏れ（改正法附則第29条）

自治体の激変緩和対策等により値引きを行う場合で、特別供給条件の認可申請を行っていなかったケース。
約款に定める単位料金の調整を行っていなかったケース。
地点の増減があったにもかかわらず、許可を受けていなかったケース。

【お問合せ先】

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

合同庁舎 1 号館 8 階

TEL : 048-600-0413、0414

Mail : bzI-kanto-gaskouri@meti.go.jp

URL : https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/index.html